

---

プロジェクト リース

項目 第 83 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 83 回リース会計専門委員会（2018 年 10 月 15 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## これまでの議論のまとめに関する意見

### （追加的な分析及び整理が必要であるとの意見）

#### 使用権資産の資産性について整理すべきとの意見

2. 使用権資産は資産の一部の機能を取り出したものに過ぎないと考えられるが、このような性質を有する使用権資産を会計上、資産として認識すべきかに軸足を置いて検討することが良いと考える。

#### 開発方法の選択肢を整理すべきとの意見

3. 会計基準の開発に着手するか否かを判断するにあたり、会計基準の開発方法まで決定する必要はないが、それぞれの方法におけるメリット及びデメリットを念頭において判断する必要があると考える。したがって、現時点で、開発方法に関する選択肢を示しておく必要があると考える。（審議事項(3)-2 で対応済み）
4. 会計基準の開発に着手するか否かを判断するにあたり、具体的な開発方法が示されていないと当該判断が難しいと考える。例えば、注記事項の拡充も選択肢としてあり得るのか、リースとサービスの区分について代替的な処理を定めず IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）と同様に区分処理することをそのまま求めるのか等について選択肢を提示することが考えられる。（審議事項(3)-2 で対応済み）
5. 使用権資産を資産として認識する考え方を採らない場合でも、国際的な比較可能性の観点から注記事項の拡充は図らざるを得ないと考える。その際には、一定のコストが生じると考えられるため、会計基準の開発に着手するか否かを判断するにあたって考慮すべきと考える。また、注記事項の拡充を行う場合においても、結果的に国際的な会計基準と同等の情報を提供可能にする方法と、国際的な会計基準との整合性よりも財務諸表作成者のコストを考慮する方法があり、会計基準の開発を行う

にあたり、どちらを優先するのかについても整理すべきと考える。(審議事項(3)-2  
で対応済み)

**貸手についても論点を整理すべきとの意見**

6. 我が国における会計基準について IFRS 第 16 号や会計基準更新書第 2016-02 号「リース (トピック 842)」(以下「Topic 842」という。)と整合性を図る改正を行う場合、貸手の個々の会計処理にも影響があり得るため、整理が必要であると考え。仮に現行のリース会計基準を維持する場合、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)との整合性が図られないものがあり得るため整理が必要であると考え。(審議事項(3)-2 で対応済み)
7. 定期傭船契約や自動車リースに関するリースの識別のコストについては、借手側だけではなく、貸手のコストも含まれていると考えられる。貸手のコストについても追加的な分析が必要と考える。

**(注記事項の拡充に関する意見)**

**注記事項の拡充により対応を図るべきとの意見**

8. 仮にオペレーティング・リースをオンバランスしたとしても、実務上、リース期間の決定等、会計基準の適用にばらつきが生じ得ることを踏まえると、注記情報を拡充し、必要であれば財務諸表利用者が当該注記情報をもとに調整を行う方がその分析に資するのではないか。(審議事項(3)-2 で対応済み)

**注記事項の拡充により対応を図ることは難しいとの意見**

9. オンバランスされる金額と同等の精度で推定できるように注記事項の拡充を図る方法を採用する場合、例えば、資産の種類別に区分した金額やリース期間等、相当詳細な開示が必要となると考えられ、また、財務数値の作成過程や見積りに関する詳細を開示することにつながると考えられる。したがって、注記事項の拡充を図る方法を採用することは現実的には難しいと考える。

**財務諸表作成者のコストの観点からは注記事項の拡充を図る方法でも変わらないとの意見**

10. 仮に注記事項の拡充を図る方法を採用する場合でも、IFRS 第 16 号や Topic 842 と整合性を図るために同じ水準の情報を開示することが求められるのであれば、財務諸表作成者のコストに関してはオンバランスする方法とほとんど差異はないのではないかと考える。

注記事項の追加に伴うコストについて分析を行うべきとの意見

11. すべてのリースをオンバランスしたとしても補足的な情報は注記として必要である可能性がある。このことを踏まえて、現状で不足している注記情報を特定し、仮に当該注記を追加する場合にどの程度のコストを要するかについて、あらかじめ分析を行ってはどうか。

**(検討の進め方に関する意見)**

仮に開発する場合には適用が容易かつ負担が少ない会計基準とすべきとの意見

12. 会計基準の開発に着手するか否かを判断する上で考慮すべき事項の中で、「会計上の考え方に関して IFRS 任意適用企業（国内で IFRS を連結財務諸表で任意に適用している企業）の増加等も考慮して検討することになると考えられる」と記載されている点に関して、我が国における会計基準を開発する上では、IFRS 任意適用企業のニーズのみならず、日本基準適用企業のニーズも踏まえて、財務諸表作成者及び財務諸表利用者双方にとって適用が容易かつ負担が少ないものにすべきと考える。  
(審議事項(3)-2 で対応済み)

IFRS 第 16 号の適用事例を検討した後で判断すべきとの意見

13. 会計基準の開発に着手するか否かの判断を行うには、定量的な分析が不足していると考える。IFRS 第 16 号及び Topic 842 が強制適用され、IFRS 任意適用企業を含む世界各国の企業における幅広い適用事例をもとに適用上の影響について定量的に分析した上で、会計基準の開発に着手するか否かの判断を行うべきと考える。(審議事項(3)-2 で対応済み)
14. 会計基準の開発に係るコストとベネフィットの定量的な分析については、コストの負担者とベネフィットの受益者が必ずしも同じとは限らず、基本的には難しいものであるため、IFRS 第 16 号及び Topic 842 の強制適用に伴う適用事例の蓄積を待つ意味は乏しいと考える。定量的な分析として IFRS 第 16 号の適用実績（IFRS 任意適用企業数の増加）に着目し、ベネフィットの実態を観察する方法もあるのではないか。

アウトリーチを実施すべきとの意見

15. 仮に会計基準の開発に着手する場合、財務諸表作成者にも大きな影響があるため、産業界や業界団体等に意見聴取を行う予定があるのか確認したい。

その他の意見

16. 使用権資産及びリース負債が、2018年にIASBにより公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」の資産及び負債の定義を満たすのか検討してはどうか。(審議事項(3)-2で対応済み)

**(開発に着手するか否かを判断する上で考慮すべき事項に関する意見)**

17. 比較可能性の観点では、連結財務諸表での比較可能性が図られることが重要であると考えられる。仮に会計基準の改正が個別財務諸表に及ぶ場合、我が国においては会計基準と周辺諸制度(例えば、税制)との結びつきが強いため、影響が広範囲に及ぶ可能性がある。この点を踏まえて、コストとベネフィットに関する検討を行う必要があると考える。(審議事項(3)-2で対応済み)
18. 連結財務諸表と個別財務諸表の取扱いの論点の具体的な事例として税務上の取扱いを明示する必要があるのではないか。(審議事項(3)-2で対応済み)
19. 会計基準の開発に着手するか否かを判断する上で、日本の財務諸表利用者だけでなく海外の財務諸表利用者の視点も重視する必要があると考える。
20. 国際的な会計基準と差異がある状況がどの程度の期間であれば耐えうるのかについても会計基準の開発に着手するか否かの判断にあたって考慮する必要があると考える。
21. 会計基準の開発方法については、収益認識会計基準のようにIFRSの内容を基本として、我が国の実情に応じて適用上の例外を設けるという方法が財務諸表利用者にとっては非常に分かりやすいと考える。
22. 仮にすべてのリースをオンバランスする方法を採用する場合、財務諸表利用者が調整していなかった重要性のないリースについてもオンバランスされる可能性があるため、当該コストが生じ得ることについても考慮する必要があると考える。

**(記載内容に関する意見)**

23. 本資料はこれまでの議論が丁寧にまとめられており、財務諸表利用者のニーズも的確に反映されているため、本資料をもとに会計基準の開発に着手するか否かの判断を進めていくことに異論はない。
24. 「リースは使用権の割賦取得であると解釈される」との記載は正確ではない。使用

権を取得するから資産が計上されるのであり、それによって負債が残っているときにはリース負債が計上されるのであって、資産と負債は分けて議論すべきである。  
(審議事項(3)-2 で対応済み)

25. 財務諸表利用者としては、注記情報をもとに推定計算を行い、財務諸表の数値を調整するよりも、オペレーティング・リースがオンバランスされた監査済みの財務諸表を利用する方がより正確な分析が可能となる点を強調したい。(審議事項(3)-2 で対応済み)
26. 財務諸表利用者のニーズの観点で補足すると、格付機関は負債の返済可能性を評価するため、負債をより網羅的かつ適時に把握することに強いニーズがある。(審議事項(3)-2 で対応済み)
27. 延長又は解約オプションの対象期間をリース期間に含めることについて、借手があるオプションの対象期間に係る支払リース料については、借手はオプションを行使しないことができるため、負債の定義と不整合があるのではないか。(審議事項(3)-2 で対応済み)
28. 不動産賃貸借に係るリース期間の設定については、実務上判断が難しい。例えば、資産除去債務の償却期間やリースに関する回収計画の期間を参照する等の方法が考えられるが、設定方法によりリース期間にばらつきが生じ得る。このことを踏まえ、すべてのリースをオンバランスすることで、財務諸表利用者にとっての有益性が向上するのか疑問は残る。(審議事項(3)-2 で対応済み)
29. 会計方針の変更に関するコストについて、IFRS 第 16 号と同様に経過措置を設けることで相当程度払拭されるのではないかと考える。(審議事項(3)-2 で対応済み)
30. 財務諸表利用者が実施しているオペレーティング・リースに係る調整は、重要なもののみを対象としていることを正確に記載すべきである。(審議事項(3)-2 で対応済み)

**(その他の意見)**

31. 我が国における会計基準に準拠して作成された連結財務諸表においても、2019 年 12 月期から在外子会社の財務諸表は IFRS や米国会計基準で作成されるため、在外子会社の使用権資産やリース負債がオンバランスされることになる。実務対応報告第 18 号でリースについて調整がなされない場合、日本基準が適用される連結会社についてはオペレーティング・リースがオフバランスとなり、国際的な会計基準が適用される連結会社についてはオペレーティング・リースがオンバランスされるこ

とになるため、連結財務諸表に含まれる親会社と在外子会社の財務情報の整合性の観点から疑問がある。(審議事項(3)-2 に対応済み)

### オブザーバーからのコメント

32. 本日の議論を踏まえた今後の進め方を確認したい。
33. 会計基準の開発に着手するか否かを判断する上で、IFRS 任意適用企業の意見も一つの判断材料になるのかもしれないが、我が国における会計基準の開発に関するものであるため、我が国における会計基準を採用している企業の意見を重視すべきと考える。これらの企業は、IFRS 任意適用企業と比べて規模が小さいが、数は圧倒的に多いため、十分配慮されるべきであると考えます。また、個別財務諸表の取扱いを検討する際にも、同様に、我が国における会計基準を採用している企業の意見を重視すべきと考えます。

以 上